

平成 26 年度

県の施策・制度・予算に関する要望

平成 25 年 8 月 27 日

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員等名簿

| 役職名 | 定数 | 氏名 | | 備考 |
|------|-----|-------|-------|--------------|
| 会長 | 1 | 海老名市長 | 内野 優 | 総務部会長 |
| 副会長 | 3 | 綾瀬市長 | 笠間城治郎 | 全国市長会評議員（財政） |
| | | 秦野市長 | 古谷義幸 | |
| | | 逗子市長 | 平井竜一 | |
| 顧問 | － | 横浜市市長 | 林 文子 | |
| | | 川崎市市長 | 阿部孝夫 | |
| | | 相模原市長 | 加山俊夫 | |
| 相談役 | － | 茅ヶ崎市長 | 服部信明 | 全国市長会理事（経済） |
| 常任理事 | 若干名 | 川崎市市長 | 阿部孝夫 | 全国市長会理事（財政） |
| | | 三浦市長 | 吉田英男 | 全国市長会評議員（経済） |
| | | 小田原市長 | 加藤憲一 | 全国市長会評議員（社文） |
| | | 厚木市長 | 小林常良 | 全国市長会評議員（行政） |
| | | 大和市長 | 大木 哲 | 全国市長会関東支部理事 |
| 理事 | 若干名 | 藤沢市長 | 鈴木恒夫 | 行政部会長 |
| | | 鎌倉市長 | 松尾 崇 | 財政部会長 |
| | | 伊勢原市長 | 高山松太郎 | 厚生労働部会長 |
| | | 南足柄市長 | 加藤修平 | 社会文教部会長 |
| | | 平塚市長 | 落合克宏 | 経済部会長 |
| 監事 | 2 | 座間市長 | 遠藤三紀夫 | |
| | | 横須賀市長 | 吉田雄人 | |
| 常務理事 | 1 | 事務局長 | 小野間重雄 | |

※ 任期は、平成 26 年 3 月 31 日まで

要望にあたって

神奈川県内の都市行政の推進につきましては、日頃から特段のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、地方分権に関わる論議とその具体的な取り組みが、これまで以上のスピードで展開していこうとしている一方、若干景気に明るさが見えてきたものの今年度も税収の増が期待できないなか、県内都市自治体では、生活保護などの扶助費や医療保険等社会保障に係る経費の大きな伸びへの対応をはじめとした喫緊かつ多種多様な課題に対して、引き続きこれまで以上に創意と工夫をもって対処しておりますが、単独の都市では解決できない課題も少なくありません。

そうしたなか、平成25年2月に示された神奈川県緊急財政対策による「県有施設の見直し」及び「県単独補助金・負担金の見直し」などについては、市民生活や市町村行政に多大な影響があることから、取り組みにあたっては市町村財政に影響がないよう十分配慮するとともに、市町村や関係団体等の理解が得られるまで、十分な協議をお願いいたします。

この要望書は、県内各都市で取り組んでいる主要な施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、県における平成26年度の制度設計や予算編成等に反映させることを目的として、県内各都市から提出された223件の要望を取りまとめたものです。

県では、「いのち輝くマグネット神奈川」という基本理念のもと、開かれた「地域主権の医療」と人を惹きつける魅力あふれた「憧れの神奈川」の実現を目指して、「神奈川県民総力戦」で取り組まれていることと思いますが、市民一人ひとりが安心して暮らせる笑顔にあふれた明るい地域社会とするため、また、「このまちに住んで本当に良かった」と言っていただけよりよい県政の実現のため、急激に変化する県内各都市の実情をご理解いただき、都市行政の充実と発展のため、各要望事項についてより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年8月27日

神奈川県市長会
会長 内野 優

目 次

重点要望事項

| | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 地震防災対策の拡充について | 1 |
| 2 | 都市税財源の充実・強化について | 2 |
| 3 | 地域保健医療対策の充実について | 4 |
| 4 | 教育行政の充実について | 6 |
| 5 | 海岸の環境保全について | 8 |
| 6 | 地域経済の活性化について | 9 |

一般要望事項

| | | |
|----|----------------------------|----|
| 1 | 治安対策の強化について | 11 |
| 2 | 地震防災対策の拡充について | 12 |
| 3 | 地域手当の見直しについて | 13 |
| 4 | 都市税財源の充実・強化について | 14 |
| 5 | 都市に対する県助成制度の改善について | 15 |
| 6 | 社会福祉施策の充実について | 16 |
| 7 | 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の充実について | 18 |
| 8 | 地域保健医療対策の充実について | 19 |
| 9 | 放課後の児童対策の充実について | 21 |
| 10 | 教育行政の充実について | 22 |
| 11 | 文化財保護行政の推進について | 24 |
| 12 | 基地対策の促進について | 25 |
| 13 | 都市環境行政の推進について | 27 |
| 14 | 道路の整備について | 29 |
| 15 | 海岸・河川の整備について | 32 |
| 16 | 都市整備について | 33 |
| 17 | 都市公園等の整備について | 34 |
| 18 | 都市交通の整備について | 35 |
| 19 | 農林水産業の振興について | 36 |
| 20 | 公共用地の取得について | 37 |
| 21 | 産業用地の整備促進について | 37 |

重点要望事項

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

1 地震防災対策の拡充について

神奈川県では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測され、また、県西部地域の8市11町が東海地震の地震防災対策強化地域に指定されています。

内閣府の中央防災会議が発表した南海トラフ巨大地震対策最終報告でも、津波や甚大な被害の対策として、地域ごとにあらゆる手段を講じる必要があるとしており、引き続き県内の地震防災対策を強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

(1) 地震防災対策の支援体制の拡充について

- ア 市町村地震防災対策緊急推進事業の補助対象事業を拡大し、補助額、補助率を引き上げること。
- イ 火災防衛活動体制を確保するため、耐震性防火水槽及び消防車両等を整備するための支援制度を創設すること。**新規**
- ウ 帰宅困難者対応、分譲マンション耐震化等の地震防災対策を支援するための支援制度を創設すること。
- エ 木造住宅耐震化事業における補助額を引き上げること。

(2) 津波対策の強化について

- ア 国道134号線下開口部に防潮扉を設置すること。
- イ 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波防災対策について、沿岸市町と協議するとともに、専門的技術、知見に係る協力を行うこと。
- ウ 沿岸市町が実施する津波対策について、津波浸水予測図に基づく被害想定を早急に提示すること。

(3) 消防・救急無線のデジタル化について

消防・救急無線デジタル化の整備について、現行の国の財政支援の拡充について働きかけるとともに、県において、当該財政支援制度を創設すること。

(4) 土壌の放射能汚染に係る支援について

放射性物質を含む焼却灰や、土砂等の処分をするため、早急に措置を講じるよう国に働きかけること。また、これらにかかる費用は国や東京電力が速やかに補てんするよう国に働きかけること。**新規**

2 都市税財源の充実・強化について

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

については、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

ア 地方分権・地域主権改革を推進していくにあたり、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応することができるよう、都市自治体への権限移譲に見合った適切な税源移譲を推進するとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、都市税財源の拡充を図ること。

一部新規

イ 社会保障と税の一体改革に関して、市町村の税財源が充実強化されるように、地方税財政制度を見直すとともに、地方交付税は地方固有の財源であることから、一方的な国の考え方にに基づき減額しないこと。

一部新規

ウ 社会保障と税の一体改革に伴う消費税増税分の地方への適切な配分のため、地方交付税算定にあたっては、地方独自の社会保障経費を基準財政需要額に算入するよう国に働きかけること。 **新規**

(2) 国庫補助負担金について

- ア 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。
また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図ること。
- イ 消費者行政活性化事業補助金の継続措置を講じること。

(3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、補償金免除繰上償還制度及び借換債の要件の緩和を図ること。 **一部新規**

(4) 地方交付税について

地方交付税不交付団体に対する財源措置について、国の政策として実施する各種事業や移譲事務については、交付税措置ではなく国庫負担金や税源移譲による財源を保障すること、国庫補助金等の補助率及び交付額については、交付団体と不交付団体の較差を設けないこと、不交付団体に対する特例債を創設すること。また「地方交付税制度」を中心とした、地方財政制度全般について、抜本的な改革に向けた検討を行うよう国に働きかけること。**新規**

3 地域保健医療対策の充実について

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 小児医療費助成制度について

- ア 子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。
- イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、他都県と同水準まで小児医療費助成に対する県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃すること。 **一部新規**
- ウ 小児医療助成事業については、通院分の補助対象年齢を拡大すること。

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

- ア 県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、小児救急医療施設の運営に関する助成制度の創設など、医療環境の整備並びに医師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。
また、深刻な看護師不足に対応するため、看護師等修業資金の拡充など、看護師の養成や確保について必要な措置を講じること。 **一部新規**
- イ 二次救急医療体制を強化するとともに、平成 25 年度で終了する地域医療再生事業補助金等の継続により、急速な高齢化に対応した救急体制の構築と広域輪番病院に対する十分な財政支援を行うこと。 **一部新規**
- ウ 小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業の補助金額を堅持し、さらに拡充するよう国に働きかけるとともに、減額分について支援策を講じること。同様に、内科・外科・小児科の初期救急医療体制を維持するために、小児救急医療対策費補助金及び初期救急医療確保対策費補助金を堅持すること。 **一部新規**

(3) 妊婦健康診査に対する支援について

全国統一的な支援制度を創設するとともに、健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(4) 予防接種について

ア 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく全額国庫負担とするなど、安定的な接種を実施するための財政支援を講じるよう国に働きかけるとともに、県独自の支援制度を創設すること。 **一部新規**

イ ポリオ（小児まひ）の不活化ワクチンについては、安定的な接種を実施するため、県において必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

ウ 風しんの流行に迅速に対応できるよう、ワクチン接種に係る助成制度を創設すること。また、広域的な感染予防を図る観点から国においても補助を行うよう働きかけること。 **新規**

(5) 市町村健康事業費補助金について

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について、市町村健康事業費補助金の補助所要額分の予算を確保し、健康増進事業の推進を図ること。

(6) 未熟児訪問事業等の権限移譲に伴う財政支援について

母子保健法の改正により、県から市町村へ権限移譲された未熟児訪問事業等の経費に対して、事業に見合った適正な費用負担を行うよう国に働きかけること。 **新規**

(7) 地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金について

地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金について、平成 26 年度以降も継続すること。 **新規**

(8) 不妊及び不育症治療について

不妊及び不育症治療について、医療保険を適用させるなど、国の施策として治療の実情に応じた経済的支援を図るよう国に働きかけること。また、県の特定治療助成事業の対象枠を拡大し、不育症治療に係る検査及び治療費についても助成対象とすること。 **新規**

4 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び現状の加配数を維持しつつ予算措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても、1クラスの人数を減らす措置と並行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法の工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。また、配置ができるまでの間、市が雇用した非常勤職員の人件費補助制度を創設すること。 **一部新規**

イ 中学校における新学習指導要領の全面実施による武道の必修化に伴い、柔道の授業を安全に実施するために柔道を専門的に指導できる指導補助員を配置すること。

ウ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

エ 平成 23 年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の指導の充実を図るため、I C T 機器等学習環境の整備や英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（A L T）を配置するなど、人材の確保及び財政上の支援措置を講じること。

オ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

カ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、学校図書館において司書教諭を専任配置すること。 **新規**

(2) 特別支援教育の充実強化について

ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援者の定数・加配配置並びに非常勤講師の派遣の増員を実施するとともに、その支援について国に働きかけること。また、義務教育における市の負担分について、適正な財政支援を行うこと。 **一部新規**

イ 特別支援学校の生徒のうち、スクールバスによる送迎の対象となっていない自力通学が困難な知的部門高等部の生徒について、教育行政における通学手段の確保を行うこと。 **新規**

ウ 通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対応するため、担当教員を補助する教育補助員（支援者）の配置や、支援教室の整備を実施するとともに、市の負担による人的配置に対して適正な財政支援を行うこと。 また、不登校対策として、教員の派遣のほか、専門的な立場から指導できる指導員を県から派遣すること。 **一部新規**

エ 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を大和市内に設置すること。

オ 特別支援教育を実質的に機能させるため、教育相談コーディネーターを専任で配置するとともに、安全・安心な学習環境整備のため、学校看護師を配置すること。

(3) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園児のいる家庭に対する保育料等の保護者負担軽減策である幼稚園就園奨励費補助制度について、地方の負担軽減のため、国に対し補助割合どおり十分な財源措置を講じ、補助金額を圧縮率等で減額することのないよう、働きかけること。

(4) 不登校等学校不適応対策について

小学校におけるいじめ、不登校、発達障害、学校不適応などの状況の未然防止や早期発見、早期解決のため、現在中学校に配置されているスクールカウンセラー等の専門的な指導員を、小学校全校へ配置すること。

また、国がスクールカウンセラー等活用事業の補助をさらに削減した場合、県の予算で、年間 245 時間の勤務時間を確保すること。

5 海岸の環境保全について

海岸の環境保全については「かながわ海岸美化財団」に対し、県や地元自治体が財政的支援をしてきましたが、負担金の減額等により、その活動に悪影響が出ています。

県では、平成23年10月29日「なぎさのごみフォーラム」において、これまでの清掃活動に留まらず、河川上中流域の自治体とも連携し、ごみの発生を抑制するといった内容を盛り込んだ共同宣言を発表しています。この理念を拡大、推進するため、次の事項について要望します。

(1) 海岸の環境保全について

漂着ごみ、海中ごみについて、その適正な処理を制度化し、海岸の環境保全に取り組むとともに、国に対して必要な働きかけをすること。また、環境維持のため、かながわ海岸美化財団への負担金を復元するなどの財源を確保すること。**新規**

6 地域経済の活性化について

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進していくために、さらなる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、社会資本の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、住民が住み続けたいと思う快適で活力ある地域社会実現のために、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 国・県道の早期事業化、整備促進等について

第二東海自動車道（新東名高速道路）、三浦縦貫道路、さがみ縦貫道路、厚木秦野道路などの高規格幹線道路や地域生活に密接な関わりを有する国・県道の建設促進や西湘バイパス延伸などの早期事業化を図ること。

また、有料道路の料金の引き下げや無料化を図るなど地域活性化に向けた必要な措置を講じるとともに、高規格幹線道路等の計画にともなう集落の移転等への補償に対して必要な対策を講じること。

(2) 海岸・河川の整備について

ア 海岸の保全について

砂浜の侵食及び砂の劣化原因について早急に調査を行い、養浜及び改善対策を講じること。

また、夏季の海の家営業時間や、バーベキュー等の無秩序な海岸利用について県が策定する条例において規制するなどの適正な海岸管理対策を講じること。 **一部新規**

イ 河川の整備促進について

治水対策及び浄化対策の観点から河川の整備促進を図ること。

また、整備にあたっては、関係都市や地域住民等の意見を尊重すること。

(3) 都市整備について

ア 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に強く働きかけること。

また、県の防災事業実施を目的とする復興増税を活用し、国の公共事業採択基準未滿のがけに対する県単独事業を拡大して、がけ整備の促進を図ること。 **一部新規**

イ 土砂災害対策の推進について

土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域を土砂災害警戒区域へ移行するために、砂防堰堤等のハード対策の早期事業化を図るとともに、土砂災害に関する観測体制を強化すること。

また、近年のゲリラ豪雨等による県指定、土砂災害特別警戒区域内の土砂流出が発生しており、除去費用は市の単独負担となっている。

については、多発する災害の復旧作業に対する新たな補助制度を創設すること。 **新規**

ウ 緑地の保全について

地域制緑地の指定と適正な維持管理について積極的な対応を図るとともに、その維持管理について支援制度の創設や地方分権改革による、市への権限移譲に伴う財源移譲や支援体制の確立を図ること。

また、広域的な見地に立った積極的な取り組みを行うこと。

エ 都市交通の整備について

コミュニティバスの運行に関する国の補助金の対象は、過疎地域等に限定されているが、同補助制度における要件の見直しなど、地域の実情に配慮した総合的な交通支援策を講じるよう、国に働きかけること。

新規

(4) 農林水産業の振興について

都市農業を振興し、農業経営規模の拡大や農作業従事者等を増やすため、農地法等の規制緩和を図るとともに、農業後継者育成のため、農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和と適用拡大を図ること。

また、広域農道整備は農業の発展に大きく寄与するだけでなく、農村地域の安全を確保するためにも重要であることから、早期整備を図ること。

一部新規

一般要望事項

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

1 治安対策の強化について

ここ数年の県内の刑法犯認知件数は減少を続けてきましたが、重要犯罪の認知件数は増加傾向にあるなど治安の悪化が危惧される中、警察活動に寄せる市民の期待は、ますます大きくなっています。

ついては、安全安心のまちづくりをさらに推進するため、次の事項について積極的に対策を講じるよう要望します。

(1) 警察体制の拡充について

安全で安心な市民生活の確保及び治安対策の強化を図るため、早期に次の対策を講じること。

ア 香川、松林、鶴嶺西地区に交番を設置し、小出、西久保、南湖駐在所を交番に転換すること。

イ 桜ヶ丘駅に交番を設置すること。

ウ さがみ野駅周辺に交番を設置するとともに、交番設置までの間のさがみ野安全安心ステーションの運営に要する費用を負担すること。

エ 警察署、駐在所、交番等の警察施設へAED（自動体外式除細動機）を設置するとともに、警察職員に対しAEDの使用を含めた救命講習会を定期的を実施すること。

新規

(2) 新型街頭緊急通報装置等の設置について

市民が安全で安心して暮らせる地域づくりのため、新型街頭緊急通報装置の設置を推進するとともに、市が独自に設置する防犯緊急通報装置に対する支援制度を創設すること。

2 地震防災対策の拡充について

神奈川県では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測され、また、県西部地域の8市11町が東海地震の地震防災対策強化地域に指定されています。

内閣府の中央防災会議が発表した南海トラフ巨大地震対策最終報告でも、津波や甚大な被害の対策として、地域ごとにあらゆる手段を講じる必要があるとしており、引き続き県内の地震防災対策を強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

(1) 地震防災対策の支援体制の拡充について

- ア 市町村地震防災対策緊急推進事業の補助対象事業を拡大し、補助額、補助率を引き上げること。
- イ 火災防衛活動体制を確保するため、耐震性防火水槽及び消防車両等を整備するための支援制度を創設すること。**新規**
- ウ 帰宅困難者対応、分譲マンション耐震化等の地震防災対策を支援するための支援制度を創設すること。
- エ 木造住宅耐震化事業における補助額を引き上げること。

(2) 津波対策の強化について

- ア 国道134号線下開口部に防潮扉を設置すること。
- イ 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波防災対策について、沿岸市町と協議するとともに、専門的技術、知見に係る協力を行うこと。
- ウ 沿岸市町が実施する津波対策について、津波浸水予測図に基づく被害想定を早急に提示すること。

(3) 消防・救急無線のデジタル化について

消防・救急無線デジタル化の整備について、現行の国の財政支援の拡充について働きかけるとともに、県において、当該財政支援制度を創設すること。

(4) 土壌の放射能汚染に係る支援について

放射性物質を含む焼却灰や、土砂等の処分をするため、早急に措置を講じるよう国に働きかけること。また、これらにかかる費用は国や東京電力が速やかに補てんするよう国に働きかけること。**新規**

3 地域手当の見直しについて

地域手当の支給率を都市単位に定めることは、近隣市との間に大きな格差が生まれるなど、生活実態からかけ離れたものとなっている状況を生んでいます。

については、次の事項について要望します。

(1) 地域手当の支給率の見直しについて

交通状況、人の移動や物価等が均衡している都市部においては、行政区域を越えた生活経済圏等を一つの単位とし、地域の実態に合った支給率に見直しを行うよう国に働きかけること。

4 都市税財源の充実・強化について

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

については、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

ア 地方分権・地域主権改革を推進していくにあたり、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応することができるよう、都市自治体への権限移譲に見合った適切な税源移譲を推進するとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、都市税財源の拡充を図ること。 **一部新規**

イ 社会保障と税の一体改革に関して、市町村の税財源が充実強化されるように、地方税財政制度を見直すとともに、地方交付税は地方固有の財源であることから、一方的な国の考え方にに基づき減額しないこと。 **一部新規**

ウ 社会保障と税の一体改革に伴う消費税増税分の地方への適切な配分のため、地方交付税算定にあたっては、地方独自の社会保障経費を基準財政需要額に算入するよう国に働きかけること。 **新規**

(2) 国庫補助負担金について

ア 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図ること。

イ 消費者行政活性化事業補助金の継続措置を講じること。

(3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、補償金免除繰上償還制度及び借換債の要件の緩和を図ること。 **一部新規**

(4) 地方交付税について

地方交付税不交付団体に対する財源措置について、国の政策として実施する各種事業や移譲事務については、交付税措置ではなく国庫負担金や税源移譲による財源を保障すること、国庫補助金等の補助率及び交付額については、交付団体と不交付団体の較差を設けないこと、不交付団体に対する特例債を創設すること。また「地方交付税制度」を中心とした、地方財政制度全般について、抜本的な改革に向けた検討を行うよう国に働きかけること。 **新規**

5 都市に対する県助成制度の改善について

県の各種助成制度等については、国、県、市それぞれの役割を果たすうえで、重要な役割を担ってきました。

県においては、財政健全化を目的として、さまざまな補助金、交付金制度の見直し等を行っており、各都市の財政負担の増加や住民サービスの低下等が懸念されています。

については、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

(1) 県補助金等の是正について

ア 神奈川県緊急財政対策に基づく補助金、負担金及び県有施設の見直しに際しては、市町村の大変厳しい財政状況や直接住民と接する点等を十分に認識し、関係団体や市町村との十分な協議の時間を設けること。また、県単独補助金の交付金化に際しては、所要額総額を確保するため十分な予算措置を行うこと。 **一部新規**

イ 市町村自治基盤強化総合補助金については、より市町村が使いやすい補助要件等について検討を講じること。 **一部新規**

ウ 暮らし・にぎわい再生事業に係る支援制度を創設し、民間事業者への地方公共団体負担分について市町村と協調し応分の負担を行うこと。

6 社会福祉施策の充実について

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉などの多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。

については、社会福祉施策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 高齢者施設の整備に対する支援等について

ア 特別養護老人ホーム等の施設整備について、個室化（ユニット化）などによる施設整備費の増加や補助金の削減などにより施設設置者の財政負担が増大していることから、支援制度の充実等により福祉施設設置者の負担軽減を図ること。

イ 入所者の安全を維持するため、老人福祉施設等の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を確立すること。

また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく老人福祉施設等の整備に支障が生じないよう財政支援を行うこと。

(2) 介護保険制度の充実について

ア 都市自治体による要介護認定、保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る多大な財政負担を避け、介護保険の健全な財政運営を図るため、次のことについて国に働きかけること。

(ア) 介護給付費負担金の国庫負担分率を25%とし、調整交付金を別枠とすること。

(イ) 施設整備や人材育成・確保体制に対する十分な財政支援を図ること。

イ 介護保険の低所得者対策については、都市自治体が独自に保険料及び利用料等を軽減するのではなく、国が抜本的な制度改正を行い、全国で統一的に実施するよう国に働きかけること。

ウ 介護保険適用除外施設から他の市町村に所在する介護保険施設等に入所した場合の保険給付は、介護保険適用除外施設入所前の市町村が行うこととする等必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

エ 平成27年度からの介護報酬の改定では、他の業種との均衡を図り、介護報酬を適正な水準に引き上げること。**新規**

(3) 障害者福祉の充実について

ア 平成24年4月に重度障害者医療費助成制度が改められ、精神障害者の1級の通院の医療費が対象となったが、入院についても制度の対象とすること。

また、地域間で助成対象者に格差が生まれないように、全国統一の制度を創設し国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

さらに、重度の身体・知的障害者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について、撤廃すること。

イ 身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

ウ 障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業については、全額国の負担とすること。また、市町村地域生活支援事業については、国庫補助率1/2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

さらに、市町村の財源負担が残る場合は、障害施設等社会的資源が地域間で偏在する現状を鑑みて、居住地特例の継続を国に働きかけること。 **一部新規**

エ 重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域における日中活動系施設及び長期・短期入所施設の整備を図ること。

また、県立愛名やまゆり園や県立厚木精華園などの既存の施設を活用し、増築による受入施設の整備を図ること。

オ 在宅障害者福祉対策推進事業が円滑に推進できるよう、平成26年度を目途にした補助金の交付金化の検討にあたっては、市町村と十分な協議・調整を行うこと。 **新規**

(4) 児童福祉の充実について

ア 民間保育所運営費補助金及び保育対策等促進事業費補助金について、県補助要綱で定める補助割合の維持と、交付基準どおりの補助額の確保により、従前の制度を継続すること。また、緊急財政対策による民間保育所運営費補助金の見直しについては、民間保育所への影響や市町村負担の増加につながらないように慎重に検討すること。

一部新規

イ 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）を平成26年度以降も継続して実施すること。

また、交付金の対象となる事業について、基金のみを財源とすることや、施設整備事業について公立保育所を対象に加えるなど、内容の改善を図ること。

ウ 保育士数確保のための施策や保育士の待遇改善などの財政的な支援を行うこと。また、保育士配置基準の改善を実施するよう国に働きかけること。 **新規**

エ 平成27年度4月に施行が予定されている子ども・子育て支援新制度の導入にあたり、子ども及び子どもを養育している者に対して、十分な支援が行われるよう、次のとおり市町村への支援を行うこと。

(ア) 法施行に伴い、市町村の財政負担が飛躍的に増加することに鑑み、各市町村の財政計画に及ぼす影響を踏まえた財政的支援を行うこと。 **新規**

(イ) 認可外保育施設に対する補助金について、新制度開始後も現在の水準で継続して支給すること。 **新規**

オ 平成25年度から廃止となった事業所内保育施設設置事業補助金について、再度財政的支援を行うこと。 **新規**

(5) 生活保護費負担金について

生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割に係るものであることから、生活保護費負担金については全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

また、生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援についても、同様に全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

(6) 日常生活自立支援事業の財源の確保について

高齢者や障害者などで判断能力が不十分な者に、契約締結や金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業の実施にあたり、実施主体である県社協や各市町村社協への財源を十分に確保すること。

(7) 県営水道料金の減免制度の継続について

生活保護、障害者等の個人及び社会福祉施設等への水道料金の減免措置が廃止された場合の対象者の生活や施設運営への甚大な影響を考慮し、当該減免制度を継続すること。

新規

7 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の充実について

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度は、構造的に高齢者や低所得者を多く抱えていることや、医療の高度化による医療費の増加などにより、厳しい財政運営を迫られています。こうした中、国では制度の改正や保険者の再編・統合など、構造的課題の解決に向け動き始めています。

ついては、新たな医療制度の創設にあたって、国民健康保険事業の広域化及び財政基盤の安定を図るため、次の事項について要望します。

(1) 国民健康保険制度の財政基盤の強化について

年々増加する保険給付費により厳しい財政運営が続いているため、費用負担の充実を図るとともに、一般会計からの繰入に対しても財政措置を講じるよう国に働きかけること。

また、国民健康保険制度の見直しにあたっては、都道府県単位での広域化の実施を進めること。

8 地域保健医療対策の充実について

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 小児医療費助成制度について

- ア 子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。
- イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、他都県と同水準まで小児医療費助成に対する県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃すること。 **一部新規**
- ウ 小児医療助成事業については、通院分の補助対象年齢を拡大すること。

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

- ア 県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、小児救急医療施設の運営に関する助成制度の創設など、医療環境の整備並びに医師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。
また、深刻な看護師不足に対応するため、看護師等修業資金の拡充など、看護師の養成や確保について必要な措置を講じること。 **一部新規**
- イ 二次救急医療体制を強化するとともに、平成 25 年度で終了する地域医療再生事業補助金等の継続により、急速な高齢化に対応した救急体制の構築と広域輪番病院に対する十分な財政支援を行うこと。 **一部新規**
- ウ 小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業の補助金額を堅持し、さらに拡充するよう国に働きかけるとともに、減額分について支援策を講じること。 同様に、内科・外科・小児科の初期救急医療体制を維持するために、小児救急医療対策費補助金及び初期救急医療確保対策費補助金を堅持すること。 **一部新規**

(3) 妊婦健康診査に対する支援について

全国統一的な支援制度を創設するとともに、健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(4) 予防接種について

ア 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく全額国庫負担とするなど、安定的な接種を実施するための財政支援を講じるよう国に働きかけるとともに、県独自の支援制度を創設すること。 **一部新規**

イ ポリオ（小児まひ）の不活化ワクチンについては、安定的な接種を実施するため、県において必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

ウ 風しんの流行に迅速に対応できるよう、ワクチン接種に係る助成制度を創設すること。また、広域的な感染予防を図る観点から国においても補助を行うよう働きかけること。 **新規**

(5) がん検診の公費負担に対する支援について

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し、「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(6) 市町村健康事業費補助金について

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について、市町村健康事業費補助金の補助所要額分の予算を確保し、健康増進事業の推進を図ること。

(7) 未熟児訪問事業等の権限移譲に伴う財政支援について

母子保健法の改正により、県から市町村へ権限移譲された未熟児訪問事業等の経費に対して、事業に見合った適正な費用負担を行うよう国に働きかけること。 **新規**

(8) 地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金について

地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金について、平成 26 年度以降も継続すること。 **新規**

(9) 不妊及び不育症治療について

不妊及び不育症治療について、医療保険を適用させるなど、国の施策として治療の実情に応じた経済的支援を図るよう国に働きかけること。また、県の特定治療助成事業の対象枠を拡大し、不育症治療に係る検査及び治療費についても助成対象とすること。

新規

9 放課後の児童対策の充実について

経済情勢の変化に伴う雇用環境や家計状況により、子育て支援対策の整備・拡充に対する期待は高まっている一方で、子供たちを取り巻く状況は悪化し、悲惨な事件や事故が報告されています。このような状況の下、放課後子ども教室や放課後児童クラブ等は、放課後における児童の安全・安心な居場所となっています。

については、放課後児童対策のさらなる充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業に対する補助金について、指導員の雇用安定を図るための補助項目を創設し、障害児加算についても、複数受け入れに対応するための財政措置を図るとともに、交付金化にあたっては同様の財政措置を図るよう、国に働きかけること。

また、実支出額を基本とするような補助金制度へ改正するよう国に働きかけるとともに、少なくとも県は神奈川県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱に基づき、規定通り満額交付すること。**一部新規**

10 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び現状の加配数を維持しつつ予算措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても、1クラスの人数を減らす措置と並行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法の工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。また、配置ができるまでの間、市が雇用した非常勤職員の人件費補助制度を創設すること。 **一部新規**

イ 中学校における新学習指導要領の全面実施による武道の必修化に伴い、柔道の授業を安全に実施するために柔道を専門的に指導できる指導補助員を配置すること。

ウ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

エ 平成23年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の指導の充実を図るため、ICT機器等学習環境の整備や英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（ALT）を配置するなど、人材の確保及び財政上の支援措置を講じること。

オ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

カ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、学校図書館において司書教諭を専任配置すること。 **新規**

(2) 特別支援教育の充実強化について

ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援者の定数・加配配置並びに非常勤講師の派遣の増員を実施するとともに、その支援について国に働きかけること。また、義務教育における市の負担分について、適正な財政支援を行うこと。 **一部新規**

イ 特別支援学校の生徒のうち、スクールバスによる送迎の対象となっていない自力通学が困難な知的部門高等部の生徒について、教育行政における通学手段の確保を行うこと。 **新規**

- ウ 通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対応するため、担当教員を補助する教育補助員（支援者）の配置や、支援教室の整備を実施するとともに、市の負担による人的配置に対して適正な財政支援を行うこと。また、不登校対策として、教員の派遣のほか、専門的な立場から指導できる指導員を県から派遣すること。**一部新規**
- エ 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を大和市内に設置すること。
- オ 特別支援教育を実質的に機能させるため、教育相談コーディネーターを専任で配置するとともに、安全・安心な学習環境整備のため、学校看護師を配置すること。

(3) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園児のいる家庭に対する保育料等の保護者負担軽減策である幼稚園就園奨励費補助制度について、地方の負担軽減のため、国に対し補助割合どおり十分な財源措置を講じ、補助金額を圧縮率等で減額することのないよう、働きかけること。

(4) 不登校等学校不適応対策について

小学校におけるいじめ、不登校、発達障害、学校不適応などの状況の未然防止や早期発見、早期解決のため、現在中学校に配置されているスクールカウンセラー等の専門的な指導員を、小学校全校へ配置すること。

また、国がスクールカウンセラー等活用事業の補助をさらに削減した場合、県の予算で、年間 245 時間の勤務時間を確保すること。

11 文化財保護行政の推進について

文化財は、長い年月を経て先祖から受け継いできた貴重な財産です。これは、時空を超えた古来の歴史や文化への理解を促すばかりでなく、将来の文化の向上と発展に大きな役割を担っています。すべての人が一体となって、かけがえのない文化遺産を保護し、次世代に継承することが求められています。

については、文化財保護行政の一層の整備と推進を図るため、次の事項について要望します。

(1) 市町村の経費負担の軽減について

ア 文化財保護を目的とする国庫補助事業における県費補助率の見直し（例、県1／3以内を1／3に）、補助額の安定的確保及び拡充により、市町村及び所有者の経費負担の軽減を図ること。

イ 指定文化財保存修理等補助金の補助率満額の補助金を交付すること。

ウ 開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査を適正に実施するため、記録保存調査に関する事業者の責任を明確化し、発掘調査に係る費用について相応の負担を求める「原因者負担の原則」の制度化を図るとともに、国庫補助事業の対象を拡充するよう国に働きかけること。

12 基地対策の促進について

神奈川県は、厚木基地をはじめ多くの米軍施設などを抱えています。いずれの施設も人口密集地に位置しているため、周辺住民は航空機騒音や墜落事故の危険などさまざまな不安に悩まされ、長年にわたり、生活環境保全や都市基盤整備に著しい影響を及ぼされています。住民は基地の早期返還を願い、安全確保や福祉の確立、良好な生活環境、基地運用の適正化などを求めています。国や米軍からは在日米軍再編の実施に関する情報提供が少なく、住民の不安や不信は増加しています。

については、次の事項を国や関係機関に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 基地の早期返還について

ア 在日米軍再編協議の中に盛り込まれた空母艦載機の移駐については、平成29年まで3年間延期されたが、厚木基地周辺の実情を認識し、早期に実現させるとともに、移駐後の基地の運用面等について、速やかに明らかにするよう国に働きかけること。

また、今後も節電対策としてエアコンの使用を控え、窓を開放するため、騒音の増大が予測されることから、騒音軽減策を講じるよう国に働きかけること。**一部新規**

イ 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、現在まで選定されていないことから、これまでの取組状況を明らかにするとともに、当該施設の早期選定を実施するよう国に働きかけること。

ウ 都市化により一層過密化が進む現状を考慮され、基地機能の整理及び縮小を推進し、早期返還に向けて必要な措置を行うよう国に働きかけること。

(2) 抜本的な騒音対策について

ア 厚木基地の夜間連続離着陸訓練（NLP）については、できる限り硫黄島で実施することが日米両政府間において了解事項とされているが、昨年5月に実施された夜間訓練においては、激しい騒音により市民から非常に多くの苦情が寄せられた。NLP及びNLP同様の激しい騒音を伴う訓練については、硫黄島訓練施設での全面実施を図り、騒音の解消に努めるとともに、NLP同様に事前に情報を提供すること。

一部新規

イ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付すること。

(3) 基地交付金及び調整交付金について

基地交付金については、国有財産台帳価格と固定資産税評価額との格差を是正し、固定資産税相当額を交付すること。また、大規模な提供資産の追加がある場合には、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう措置を講じること。

(4) 基地周辺対策について

基地周辺対策の一層の充実と促進を図ること。特に住宅防音工事は、航空機による騒音被害への唯一の対策であり、市内全域を対象とするとともに、建築年次に関わらず全ての住宅を対象とすること。

また、住宅防音工事については、住民に事務手続きの負担が生じないよう措置を講じるとともに、速やかに工事を実施すること。

(5) 基地問題に対する取組みの強化について

厚木基地の艦載機部隊の移駐が着実に実施され、厚木基地に係る負担軽減が図られるよう、県は基地所在市と十分連携の上、取組みを進めること。

13 都市環境行政の推進について

快適で安全な地域社会を実現するためには、廃棄物処理対策、環境管理施策の強化、地球温暖化防止対策の推進、自然環境の保全など、良好な生活環境の整備、維持が極めて重要です。

については、都市環境の一層の整備保全を図るため、次の事項について要望します。

(1) 廃棄物処理対策について

ア 家電製品の循環型社会の構築及び不法投棄を防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善すること。また、不法投棄された家電4品目の処理費用の協力金制度の創設及びリサイクル費用を製造業者の負担とするよう国に働きかけること。

イ ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

ウ 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額の予算額を確保するよう、国に働きかけること。**新規**

(2) 地球温暖化防止対策の推進について

地球温暖化対策に重要な電気自動車の普及について、購入費補助、インフラ整備などに対する支援を復活させるとともに、充電器設置者の負担軽減のため、課金システムを確立する取り組みを行うこと。また、バッテリーなど電気自動車の機能を活用する機器に対しても補助を設けるなど支援の拡充を図ること。**一部新規**

(3) 自然環境の保全について

アライグマ及びタイワンリスの完全排除に向けて、引き続き広域的かつ徹底的に防除を行う必要があることから、県が主導となり、県及び三浦半島全市町で足並みを揃えて積極的に捕獲を行うとともに、財源のさらなる確保及び県費補助率の引き上げを行うこと。

(4) 海岸の環境保全について

漂着ごみ、海中ごみについて、その適正な処理を制度化し、海岸の環境保全に取り組むとともに、国に対して必要な働きかけをすること。また、環境維持のため、かながわ美化財団への負担金を復元するなどの財源を確保すること。**新規**

(5) 公共施設における再生可能エネルギー等の導入補助について

公共施設において、コジェネレーションなど再生可能エネルギー等を導入するための改修を行う際は、補助金を交付するなど新たな財政的援助を検討すること。**新規**

(6) 落書き防止に関する県条例制定について

落書き防止に関する県条例を制定すること。**新規**

14 道路の整備について

道路は、巨額な投資を必要としますが、生活基盤の確立や地域産業経済の活性化にとって、欠くことのできないものです。特に、神奈川県内は交通量が多いことから交通事故が多発し、また慢性的な渋滞を生じている路線も多く、これらによる経済的な損失も莫大なものと推察されます。

については、道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、次の事項について要望します。

(1) 国道の早期事業化、整備促進等について

次の国道の早期事業化、整備等について、国などに働きかけること。

- ア 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始並びに厚木秦野道路の新東名高速道路に合わせた供用開始及び計画区間全ての早期事業化及び施工
- イ 国道 357 号（横浜市金沢区八景島～横須賀市夏島町）の早期整備及び南下延伸の早期具体化並びに圏央道の一部である高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備
- ウ 西湘バイパス延伸整備の早期事業化
- エ 国道 134 号（初声小学校入口交差点付近）の拡幅の早期改良整備
- オ 国道 467 号南部地区の早期完成並びに北部及び中部地区の早期事業着手
- カ さがみ縦貫道路及び横浜湘南道路（圏央道）の早期整備

(2) 県道の早期事業化、整備促進等について

次の県道の早期事業化、整備促進等を図ること。

- ア 三浦半島中央道路の湘南国際村～県道 26 号（横須賀三崎）間の、都市計画決定区間の早期整備及び逗子区間の早期着工
- イ 都市計画道路中海岸寒川線の事業化に向けた検討及び茅ヶ崎中央インターチェンジ付近の交差点改良の早期実施
- ウ 県道 24 号（横須賀逗子線）における渋滞の原因となる交差点の改良及び拡幅の早期実施
- エ 三浦縦貫道路のⅡ期区間の早期整備と料金体系の早期見直し（引き下げ等）及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路西海岸線の未整備区間の早期事業化
- オ 県道 215 号（江奈湾付近）の拡幅などの早期改良整備
- カ 県道 40 号（横浜厚木線）の境橋から中央 7 丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手、県道 40 号側の海老名駅入口交差点改良の早期事業着手、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎線）の小田急線踏切（桜ヶ丘 1 号）の交通安全対策の早期完成 **一部新規**
- キ 県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎線）及び相模原二ツ塚線・水窪座間線（第 1 期事業区間）の早期完成
- ク 相模原二ツ塚線・水窪座間線（第 2 期及び第 3 期事業区間）の施工の継続

- ケ 都市計画道路「3・3・3下今泉門沢橋線」（北伸整備）、都市計画道路「寺尾上土棚線」（県道40号以北の整備）、県道407号（国分・杉久保地区の拡幅）、小田原山北線（歩道及び中沼・塚原駅入口・沼田各交差点の右折車線）、県道40・42・45号の歩道及び主要交差点の右折車線の早期整備
- コ 県道22号（用田橋～戸沢橋間の拡幅）の都市計画決定及び早期事業化並びに当該事業完了まで、圏央道厚木インターチェンジから海老名インターチェンジの区間の利用料金の県負担
- サ 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の早期実現
- シ 周辺観光拠点等への円滑な交通の確保を図るため、厚木秦野道路の（仮称）森の里インターチェンジから県道64号（伊勢原津久井線）へのアクセス道路の整備を検討すること。
- ス 都市計画道路「3・4・6河原口中新田線」の整備区間を中新田市街道交差点から相模大橋東交差点まで延長し、渋滞の緩和と歩行者の安全な動線の確保を図ること。
- セ 都市計画道路「酒匂永塚線」の早期事業化及び、都市計画道路 穴部国府津線、城山多古線・小田原山北線、小田原中井線の整備促進 **一部新規**
- ソ 綾瀬市内における県道40号（横浜厚木線）、県道45号（丸子中山茅ヶ崎線）の早期4車線化に向けた事業計画の策定及び整備
- タ さがみ縦貫道路（圏央道）からの影響も勘案し、都市計画道路「藤沢大磯線」の騒音、振動、排気ガス等の環境対策を講じるとともに、未整備区間を含む全線において安全対策を図ること。 **一部新規**
- チ 県道21号（横浜鎌倉）の鶴岡八幡宮から北鎌倉、県道32号（藤沢鎌倉）の鎌倉大仏周辺、県道204号（金沢鎌倉）の鶴岡八幡宮前交差点から十二所神社及び県道311号（鎌倉葉山）の鎌倉市域内全線の歩行者空間の改善について、県と市の連携を更に強化し、実効性のある方策を早期に見出すこと。 **新規**

(3) 南足柄市と箱根町の連絡道路について

地域の活性化及び災害対策の必要性から、南足柄市と箱根町を連絡する道路について、連絡道路の実現に向け、調査研究費等の予算措置を講じ、早期に着工すること。

また、地域活性化の向上に必要な関連施設（大型直売センター等）の建設事業について支援すること。

(4) 逗葉新道の無料化について

有料区間を避ける車両が増加し、市内の交通上の支障となっていることから、逗葉新道の全線無料化を図ること。

(5) 橋梁の整備促進等について

「SS9橋緊急整備計画」による（仮称）相模新橋（都市計画道路「3・6・1社家岡田線」相模川橋梁部）の早期整備を図ること。

(6) 三浦半島地区有料道路の値下げについて

地域経済の活性化や三浦半島全体の交通の円滑化も期待できるため、横浜横須賀道路をはじめとする三浦半島地区の有料道路通行料金を値下げするよう国に働きかけること。

(7) さがみ縦貫道路厚木パーキングエリアのスマートインターチェンジ設置について

厚木パーキングエリアにスマートインターチェンジの設置を図るよう国などに働きかけること。また、県においても積極的な取り組みを行うこと。

(8) 高規格幹線道路等の計画区域の地権者への補償等について

さがみ縦貫道路、新東名高速道路、厚木秦野道路などの高規格幹線道路の計画区域には、集落の大規模移転が予定されているため、道路事業用地地権者への補償や、地元農業者の営農継続、営農集落の再生等の対策を講じること。

(9) 新湘南バイパスの料金体系の見直しについて

新湘南バイパス及び同バイパスに接続されたさがみ縦貫道路の料金体系について、見直し（引き下げ等）を国等に働きかけるとともに、県の施策としての取り組みも実施すること。**新規**

15 海岸・河川の整備について

海岸・河川は、やすらぎと潤いのある市民生活を営むうえで、大きな役割を果たしています。しかし、昨今、海岸侵食や流域での宅地化の進行による浸水被害の不安、水質の汚濁等深刻な事態に直面しています。

については、これら海岸・河川の保全及び整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 海岸の保全について

ア 早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。

また、砂浜復元による安全性の確保と、より良い環境整備の創造のため、茅ヶ崎海岸（柳島海岸、中海岸、菱沼海岸、浜須賀等）の侵食防止対策の推進を図ること。

イ 夏季の海の家営業時間や、バーベキュー等の無秩序な海岸利用について、県が策定する条例において規制するなどの適正な海岸管理対策を講じること。 **一部新規**

(2) 河川の整備促進について

ア 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、10年以内に整備を完了すること。

イ 流域に過密化した市街地を抱える蓼川について、重点整備区間の早期整備とともに、比留川合流地点から上流部の総合治水対策に基づく河川改修事業の一層の促進を図るとともに、目久尻川の新たな河川改修を検討すること。

また、浸水解消のための雨水排水処理施設等整備に必要な財政的支援を検討すること。 **一部新規**

ウ 二級河川引地川の大山橋付近は、浸水被害が発生し易く、また、上流の福寿橋も頻繁に水防警報が発せられていることから、河川改修及び大山橋の架け替えを早期に進めるとともに、流下を阻害する恐れのある旧長後堰橋梁部の速やかな撤去を行うこと。

また、平成26年1月に予定されている特定都市河川の指定後も、治水対策の根幹をなす河川改修を境川及び引地川の両河川において推進すること。 **一部新規**

エ 酒匂川下流域や狩川等の県管理河川では、県の定期的な浚渫の分量以上に土砂が河床に堆積しているため、早急に河床の浚渫を実施するとともに、酒匂川においては上流域の静岡県側も含めた抜本的な対応を講じること。 **一部新規**

オ 山王川流域は都市化も著しいことから、集中豪雨や台風等の大雨による水害が発生しており、昨年台風4号では河川改修事業区間で護岸が崩落したため、事業箇所の早期整備を行うこと。

また、小田急線橋梁上流部の護岸崩落箇所についても、暫定整備であることから改修断面での整備を早期に行うこと。 **新規**

(3) 河川の浄化対策の推進について

河川管理者として、境川及び引地川両河川の藤沢市より上流の各行政区域ごとに、河川除塵機を設置するとともに、設置済の河川除塵機の維持管理についても行うこと。

(4) 境川における不法係留船対策について

境川における不法係留船対策として平成 15 年から実施した暫定係留が、平成 25 年 3 月末に 10 年間の期限を迎え終了したが、当該河川においては、不法扱いとなる多くの船舶が係留を継続しているため、不法係留船の一掃に向けた対策を強化すること。**新規**

16 都市整備について

豊かな水や緑などの自然環境と共存した魅力あるまちづくりの推進等、都市環境の整備は快適で安全な生活を営むうえで重要な課題であるとともに、活力ある都市とするために不可欠です。

については、都市環境の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に強く働きかけること。また、県の防災事業実施を目的とする復興増税を活用し、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大して、がけ整備の促進を図ること。**一部新規**

(2) 県有未利用地の処分について

県有財産である市街化区域内の未利用地を民間に処分する場合、地元の意向にも十分配慮すること。

(3) 特定保留区域の市街化編入手続きの迅速化について

特定保留区域の市街化編入にあたり、都市計画手続きにかかる国や県等の関係機関との協議、調整に要する時間短縮に向けた支援を行うこと。

(4) 土砂災害対策の推進について

土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域を土砂災害警戒区域へ移行するために、砂防堰堤等のハード対策の早期事業化を図るとともに、土砂災害に関する観測体制を強化すること。

また、近年のゲリラ豪雨等による県指定、土砂災害特別警戒区域内の土砂流出が発生しており、除去費用は市の単独負担となっている。

については、多発する災害の復旧作業に対する新たな補助制度を創設すること。**新規**

17 都市公園等の整備について

良好な都市環境の形成及び安全なまちづくりのためには、都市公園等の整備は重要な課題です。

については、都市公園等の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 広域的な緑地保全の推進について

ア 歴史的風土保存区域内の樹林地部分の同特別保存地区への指定拡大に向けて、引き続き積極的な対応を図ること。

また、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域等、国・県が指定主体である地域制緑地の適正な維持管理について積極的な対応を図るとともに、その維持管理に伴う支援制度の創設、地方分権改革による、市への権限移譲に伴う財源移譲や支援体制の確立について国に働きかけること。さらに、県においても財源移譲や支援制度について検討すること。

イ 鎌倉市（手広地区）及び隣接する藤沢市（川名地区）にまたがる大規模緑地の一体的な保全に向けて、県においても広域的見地に立った積極的な取り組みを行うこと。

(2) 三浦半島国営公園の設置の促進について

三浦半島周辺地域の緑地及び環境保全とともに観光振興を図っていくため、優れた自然環境等を有する三浦半島に、早期に国営公園を設置するよう国に働きかけること。

(3) 城ヶ島ハイキングコース整備について

新たな観光の核づくり認定事業に対するより一層の支援と台風被害により通行止めが続いている県立城ヶ島公園区域及び三崎漁港区域内における城ヶ島水っ垂れハイキングコースの早期整備を図ること。**新規**

18 都市交通の整備について

安全で快適な生活を営むうえで、都市交通環境の整備は重要な課題です。については、都市交通の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の施行に伴う諸施策に対する財政支援等について

バリアフリー新法に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者のノンステップバス導入経費に対する支援制度を創設すること。

(2) コミュニティバスの運行支援について

コミュニティバスの運行に関する国の補助金の対象は、過疎地域等に限定されているため、同補助制度における要件の見直しなど、地域の実情に配慮した総合的な交通支援策を講じるよう、国に働きかけること。**新規**

(3) 公共車両優先システム（PTPS）の導入推進

鎌倉市内の公共交通の利便性向上のため、県道 21 号(横浜鎌倉)・県道 32 号(藤沢鎌倉)・県道 204 号(金沢鎌倉)・県道 311 号(鎌倉葉山)に公共交通優先システム（PTPS）の導入を推進すること。**新規**

19 農林水産業の振興について

農林水産業は、食糧の安定供給をはじめ、国土の環境保全や都市生活の活性化等、我が国の経済社会の発展に大きな役割を果たしています。

については、農林水産業の一層の振興を図るため、次の事項について要望します。

(1) 県営明星林道（明星橋～矢佐芝橋）未舗装部の早期舗装化について

森林管理や林業経営を適切に行うため、県営明星林道（明星橋～矢佐芝橋）未舗装部の早期舗装化を図ること。

(2) 農地転用制度の見直しについて

都市農業において、農業経営規模の拡大や農作業従事者等を増やすためには、居住地と耕作地が隣接しない場合が多いため、駐車場を農地に整備することが必要である。については、農地法等の規制緩和について国へ働きかけること。

(3) 農地の相続税納税猶予制度の基準緩和と適用拡大について

農業後継者を育てるため、農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和と適用拡大について国へ働きかけること。

(4) 広域農道小田原湯河原線の早期事業化について

小田原湯河原線は、県西地域の農業発展に大きく寄与するだけでなく、農村地域の安全を確保するためにも重要な路線であることから、路線全体の早期事業化を図ること。

新規

(5) 小田原漁港特定漁港漁場整備計画の事業推進について

小田原漁港特定漁港漁場整備計画の円滑な事業推進を図ること。**新規**

(6) 6次経済の核となる漁港づくりの推進について

6次経済の構築をめざし、魅力あるみなとづくりの提言を具現化させるために必要となる規制の緩和を図ること。**新規**

20 公共用地の取得について

都市基盤の整備、福祉・教育施設の拡充等、社会資本の整備を計画的に進めるためには、公共用地の取得は重要な課題です。

については、円滑な用地取得の実現を図るため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

(1) 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大について

公共用地として提供した農地などに係る相続税納税猶予制度の適用拡大を図ること。

また、公共用地の取得に伴う代替地提供者に対する特別控除額を、1,500万円から3,000万円程度に引き上げること。

21 産業用地の整備促進について

さがみ縦貫道路沿線地域等（9市2町）を対象地域として「さがみロボット産業特区」が指定され、ロボット産業の推進に向けての取組を進めるとともに、企業立地のための受け皿づくりが喫緊の課題となっております。

については、産業用地の整備促進を図るため、次の事項について要望します。

(1) 「さがみロボット産業特区」に係る産業用地の整備促進について

整備促進を図るため積極的な規制緩和を図るとともに、産業用地創出のための土地区画整理事業に対する補助制度の拡充、又は新たな補助制度の創設などを国に働きかけること。**新規**